

建設業許可の手引<平成31年4月1日改訂>の読替え表

平成31年4月1日改訂の建設業許可の手引の記載の一部について、修正する必要が生じたので、以下のとおり読み替えをお願いします。

手引 該当箇所	読替え後（新）	読替え前（旧）
P 5	<u>破産者で復権を得ない者</u> <u>心身の故障により建設業を適切に営むことができない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）</u> （追加）	成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者 —
P 11 P 31 P 33 P 136 P 142	登記されていないことの証明書 <u>又は医師の診断書</u>	登記されていないことの証明書
P 124	【注意事項】 <u>・領収書を紛失した場合は年金事務所や組合などが発行した納入証明書で代えることができます。書類の取得については年金事務所等へお尋ねください。</u> <u>・各書類の有効期間は以下のとおりです。</u> <u>（1）納入証明書</u> : 発行日が3ヶ月以内のもの <u>（2）健康保険・厚生年金の保険料領収書</u> : 発行日が2ヶ月以内のもの <u>（3）それ以外のもの</u> : 直近のもの <u>・書類はいずれも写しで構いませんが、原本の存在を確認した上で、原本を直接コピーしたものを提示してください。写しを更にコピーしたものやFAXの印字があるもの等の提示は認められません。</u>	【注意事項】 いずれの資料も、許可申請を行う時点の直近のものがが必要です。なお、領収書を紛失している場合は年金事務所や組合などが発行した納入証明書で替えることができます。取得については年金事務所等へお尋ねください なお、写しは、原本の存在を確認した上で、原本を直接コピーしたものを提示してください。写しのコピーやFAX等の提示は認められません。
P 143	(ア):成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 <u>又は医師の診断書</u> (証明書(ア))	(ア):成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（証明書(ア)）
P 162	<u>注2）「登記されていないことの証明書」の代わりに医師の診断書でも可</u> （追加）	—
P 163	<u>注14）「登記されていないことの証明書」の代わりに医師の診断書でも可</u> （追加）	—
様式二十 二号の三	第7号から <u>第14号</u>	第7号から第13号

※ 「医師の診断書」の提出をご希望の方は、記載内容等をご案内しますので、事前に建設業班（086-226-7463）までご連絡ください。